



企画趣旨

太田 洋

近年、先進国間における法人実効税率引下げ競争は、益々熾烈さの度合いを強め、もはやrace to the bottom（底辺への競争）と呼ぶに相応しい状況を呈している。

例えば、先進国の中でも特に法人税率引下げのペースが速い英国は、2011年4月から、法人税率（英国では法人税率＝法人実効税率である）をそれまでの28%から26%に引き下げ、その後も、12年4月から24%、13年4月から23%、14年4月から21%、15年4月から20%、17年4月から19%にまで段階的に法人税率を引き下げると共に、2020年4月からは更にそれを17%にまで引き下げる旨を公表している。また、EU諸国の中では長らく比較的法人実効税率の高かったフランスも、マクロン政権の下で、2017年9月末に、法人税率を、現行の33.3%から2022年までに段階的に25%まで引き下げる旨を閣議決定し、主要先進国の中では最も法人実効税率の高かった米国（2017年現在でカリフォルニア州では40.75%）も、トランプ政権の下で、2017年12月20日、連邦法人税率を現在の35%から21%に引き下げる（その結果、カリフォルニア州では法人実効税率は27.98%にまで下がる）こと等を柱とする税制改革法案が連邦議会で可決され、同月22日のトランプ大統領の署名によって成立するなど、法人実効税率の引下げに大きく舵を切っている。こうした中、わが国でも、段階的に法人税率の引き下げが実施され、2015年には32.11%であった法人実効税率（標準）は、16年4月から29.97%に引き下げられ、18年4月からは更に29.74%にまで引き下げられることとなっている。

このように、特に21世紀に入ってから、先進国は、経済のグローバル化が益々進展する中で、国際的な企業誘致競争に打ち勝つために、税収のう

ちに占める法人税等の法人所得税の割合を、急速に縮小させつつある。

また、法人がその資本を用いて稼得した「所得」に対して固定税率で課税するという、伝統的な法人所得課税のあり方についても、近時、世界的に見直しの動きが出てきている。例えば、最終的には流通・小売業界等からの強い反発もあって断念に追い込まれたものの、米国のトランプ政権は、「消費税型法人税」の一種ともいべき「仕向け地主義法人税（Destination based corporate tax）」の導入を、一時真剣に検討していたところであり、韓国では、2015年から、投資、賃金及び配当の金額が一定の基準を満たさない場合に、本来納付すべき法人税に上乗せする形で、基準未達額に対して10%の税率で追加的な課税を行う企業所得還流税制、並びに賃金増加分の5%（中小企業では10%）を法人税から控除する（税額控除）ことを認める勤労所得増大税制が、それぞれ導入されている。そして、わが国でも、法人実効税率の引き下げが配当や賃上げ等につながっていない現状への批判という形で、2015年頃から、政府・与党内で、企業の内部留保に対して課税する内部留保課税の検討を求める声があるとの報道が流れ始め、小池百合子東京都知事が立ち上げた希望の党が2017年10月の総選挙に際して大企業の内部留保への課税検討を公約として打ち出す等の動きを経て、2017年12月14日に公表された与党の平成30年度税制改正大綱では、遂に、内部留保課税の変形版とも評価し得る所得拡大促進税制の大幅拡充（3%以上の賃上げと国内設備投資額が当期減価償却費の90%以上であることを条件に、原則として給与支給総額の対前年度比増加額の15%相当を法人税額から控除することを認める¹⁾²⁾等）が盛り込まれるに至っ

た。これらの動きは、包括的所得概念の下での「所得」に対する課税という、伝統的な法人所得課税のあり方が、大きく動搖し始めたことを示す兆候ではないかとも考えられる。

このような法人所得課税が果たす役割の相対的な縮減及びあり方の動搖は、経済のグローバル化・デジタル化が益々進展し、国際的な水平分業が当たり前になっている中で、企業が、より安いコスト（この「コスト」の中には、労務費や地代等だけでなく、当然、税金も含まれる）で事業を営むことのできる国・地域を求めて、世界中にその事業拠点を分散し、又は外部の部品等供給業者や生産受託者その他のサービスベンダーに業務をアウトソースする動きが年々加速していることを反映したものであると考えられる。このような動きに対して、OECDとG20は、2013年2月12日のOECDによる「Addressing Base Erosion and Profit Shifting」と題する報告書の公表を出発点として、BEPS（Base Erosion and Profit Shifting）プロジェクトを推し進めている。しかしながら、これは、多国籍企業が、各国の税制のミスマッチを裁定取引的に利用した各種の租税回避スキームを駆使する等して全世界ベースで税負担の極小化を図ることへの対抗策として、OECD加盟国とG20が、国際的な税制の調和を図り、相互に多国籍企業の行動に関する情報共有を進めるというものに過ぎず、多国籍企業が、コストの一つとしてのタックス・コストを最小化するために、法人実効税率の低い国や地域に実体を有する事業拠点そのものを移転する行為に対しては、事実上無力である。このことからも明らかなどおり、経済のグローバル化・デジタル化が急速に進み、国際的な物流網や高速・大容量の通信網が整備されるなど、国境を越えて工場や電子商取引の販売拠点、コールセンター等の事務処理・管理拠点等を移転させることが容易になっている今日においては、工場や店舗など一定のリアルな「場所」において付加価値の創出がなされることを所与の前提とした現在の（主権国家それぞれによる）法人所得課税という仕組みそのものに、もはや構造的な限界が来つつあるのではないかとも考えられる。

以上のような状況を踏まえて、本企画では、まず、高橋祐介教授に、米国の連邦所得税の歴史等を素材としつつ、法人所得課税が勃興し、近年に至るまで隆盛を極めてきた歴史的経緯を概観する論考（「法人所得課税の勃興と隆盛」）を寄せて頂き、次いで、藤岡祐治研究官、長戸貴之准教授及び渡辺徹也教授に、近時、理論的にも政策的にも注目されている問題である、（米国のトランプ政権が一時検討していた前述の）仕向け地主義法人税、キャッシュ・フロー法人税及び法人の留保利益課税について、それぞれ租税法研究者の立場から分析・検討を行って頂いている（「法人所得税における仕向地原則の採用とその実現可能性」、「キャッシュ・フロー法人税の理論と課題」及び「上場企業の留保利益に対する課税と配当・資金・設備投資」）。その上で、国際的な法人所得の「分捕り合戦」に対応するための課税上の概念・枠組み（事業所得課税における恒久的施設概念及び移転価格税制）の「変容」ないし「アップデート」の動きに関して、租税法研究者である浅妻章如教授と実務家である伊藤剛志弁護士に理論面と実務面の両面から分析・検討を加えて貰った上で（「サービスPE・仮想PEの可能性と限界」及び「所得相応性基準の導入に関する諸問題」）、有害な租税競争と先進諸国間における法人実効税率引下げ競争の中では、OECDとG20が進めているBEPSプロジェクトには限界があり、世界的に法人所得課税という仕組み自体が揺らいでいることについて、古賀敬作講師に論じて貰っている（「BEPSプロジェクトの限界と法人所得課税の黄昏」）。そして、以上を踏まえた総括的な締め括りとして、渕圭吾教授に、現在の法人所得課税が抱える課題についてグローバルな観点から俯瞰する論攷を寄稿して頂いた（「法人税の課題と未来」）。

本企画が、岐路に立たされている法人所得課税の現在の姿を余すところなく明らかにした上で、法人所得課税の将来のあり方を考える上で、少しでも貴重な示唆を与えることができるのであれば、企画立案を担当した一人として、これに勝る喜びはない。

（おおた・よう 弁護士、ニューヨーク州弁護士）

1) 但し、法人税額の20%が限度とされている。

2) この施策は、裏から見れば、法人実効税率を25%にまで引き下げた上で（拡充された所得拡大促進税制の適用を全て受けることができれば、法人所得に対する実質的な税負担率は25%程度にまで低下するものとされている）、韓国の企業所得還流税制と同様に、投資及び資金の額が一定の基準を満たさない場合に、法人税の追加課税を行うというものであるとも評価できる。